

学生起業家 奨学金

資格 / 当財団の指定する日本国内の大学・大学院に在学中で、首都圏(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県)に法人本店登記をしている企業を経営する学生起業家、2019年4月1日現在26才以下の方 **給付** / 大学生年額50万円、大学院生年額100万円(月割・給付型・2019年4月より1年間) **選考** / 当財団の指定する応募書類として、申込書、住民票、在学証明書、法人登記簿謄本、事業報告書、ポートフォリオ、パーソナルステイトメント、証明写真を2019年2月28日までにご提出下さい。

<http://sasakitaijuikueikai.or.jp>



一般財団法人 佐々木泰樹育英会

東京都中央区佃一丁目11番9-1403号 お問い合わせ jimukyoku@sasakitaijuikueikai.or.jp